

計量国語学会著作権取扱規定

制定：2010年9月11日，施行：2011年4月1日

改正：2021年9月18日

（目的）

第1条 本規定は，計量国語学会（以下，学会という）が刊行する学会誌（以下，学会誌という）に掲載される論文等の著作物（以下，著作物という）について，その著作権，および，著作物の複製物の公開（以下，複製公開という）に関する取り扱いを定めるものである。

（学会による著作権の保有）

第2条 2011年度以降に刊行された学会誌に掲載された著作物の著作権は学会が保有する。

2. 当該著作物の著者（以下，著者という）は，学会に著作物を投稿した時点で，本規定を了承したものとする。

3. 学会が著作物を学会誌に掲載することを決定した時点で，当該著作物の著作権が学会に譲渡されたものとする。

4. 第2条に定める原則が適用できない合理的な理由がある場合，著者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取り扱いについては著者と学会との間で協議の上決定するものとする。

5. 学会が著作物を複製公開して対価を得た場合，著者は対価に関する権利をもたない。

（著者による印刷媒体での著作物の複製公開の条件）

第3条 著者は，学会誌刊行後，書籍・学位論文等の印刷媒体において自身の著作物の複製公開を行うことができる。また，著作物を他の言語に翻訳の上，印刷媒体において複製公開を行うことができる。

（著者による電子媒体での著作物の複製公開の条件）

第4条 著者は，学会誌刊行後1年が経過するまで，インターネット上で，不特定多数の他者に対して自身の著作物の複製公開を行うことができない。

2. ただし，刊行から1年が経過する日以降はこれを妨げない。

（共著著作物の複製公開の条件）

第5条 共著著作物を複製公開しようとする場合，著者は他のすべての著者の了解を事前に得るものとする。

（著者による著作物の複製公開にかかる告知義務）

第6条 第3条および第4条の定めにより著作物を複製公開する場合，著

者は学会への告知義務を有さない。

（著者による著作物の複製公開時の出典等の表示）

第 7 条 第 3 条および第 4 条の定めにより著作物を複製公開する場合，著者は初出が学会誌であること，また，著作物に対する修正がなされているか否かを明示的に表示する義務を有する。

（著者が行う複製公開による対価）

第 8 条 第 3 条および第 4 条の定めにより著者が著作物を複製公開して対価を得た場合，学会は対価に関する権利を主張しない。

（本規定に定めがない事項の取り扱い）

第 9 条 本規定に定めがない著作権上の事項の取り扱いについては，学会と著者との間で別途協議の上決定するものとする。

（本規定施行以前の著作物の著作権の扱い）

第 10 条 2010 年度以前に刊行された著作物については，従前通り，著作権は著者が保有するものとする。

附則[2010.9.11]

本規定は，2011 年 4 月 1 日から施行するものとし，2011 年 6 月発行の「計量国語学」28 卷 1 号より適用するものとする。

附則[2021.7.17]

本規定は，2021 年 9 月 18 日から適用する。